

VR安全体感教育システム提供業務
に係るプロポーザル募集要項

令和8年4月

京都市上下水道局下水道部管理課

1 業務の概要

近年、全国各地で硫化水素を原因とした事故が頻発していることを踏まえ、事故防止・安全対策の強化はもとより、下水道の維持管理に携わる者の意識向上が重要な課題である。

本業務は、京都市上下水道局（以下「当局」という。）が実施する下水道技術研修施設における当局職員向け研修カリキュラムとして、VR安全体感教育システムを導入し、現実には再現不可能な被災の瞬間を受講者に体感させることで、当局職員の安全意識の向上を促すことを目的とする。

本業務の受託候補者については、業務内容に係る企画提案等を重視するため、プロポーザル方式により選定する。企画提案等の募集内容については、以下のとおり、VR安全体感教育システム提供業務に係るプロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）のとおりとする。

(1) 業務名

VR安全体感教育システム提供業務

(2) 業務内容

下水道技術研修施設における当局職員向け研修カリキュラムとして、労働災害を未然に防止する観点から、最新のVR（仮想現実）技術とVR駆動型シミュレータを統合したシステムを導入した安全教育を実施する。

本業務内容に求める要件の詳細は、VR安全体感教育システム提供業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとする。

(3) 賃貸借期間

令和9年1月中旬から令和9年2月中旬まで（1カ月間）

※ 賃貸借期間の詳細は、契約締結時に、受託候補者と当局との協議により定める。

※ 上記期間には、機器の配送・撤去に係る期間を含まない。

(4) 賃貸借費の上限額

800,000円

※ 上記金額は税抜き金額である。

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。上記金額を超える提案は評価をしない。

2 プロポーザルへの参加資格要件

(1) 京都市上下水道局契約規程第6条に規定する「京都市上下水道局競争入札参加有資格者名簿（物品）」に登載されている者（以下「競争入札参加有資格者」という。）又は京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に定める者であること。

(2) 本プロポーザル公表の日から、当局が受託候補者を通知する日までの間において、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱の規定に基づく競争入札の参加停

止の期間が含まれていないこと。

- (3) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。
- (4) 本業務の主旨を十分に理解したうえで確実に実施できること。
- (5) 同種・類似の業務の契約履行実績（履行中のものを除く）を有すること。

3 プロポーザルに係る質問の受付及び回答

(1) 質問者

募集要項及び仕様書等について質問ができるのは、募集要項2「プロポーザルへの参加資格要件」を満たしている者とする。

(2) 質問受付期限

令和8年4月20日（月）正午までとする。

(3) 質問受付方法

様式1の質問票を用いて、募集要項9「問い合わせ及び提出先」のメールアドレス宛に問い合わせること（電話又は面談での質問は受け付けない。）。

(4) 質問への回答

質問者に関する情報は伏せたうえで、令和8年4月27日（月）までに、当局ホームページに掲載する（個別には回答しない。）。

4 プロポーザルへの参加に必要な提出書類

(1) 提出書類

ア 本プロポーザルへの全ての参加者は、次の書類を提出すること

番号	書類名	様式の指定	提出方法
1	質問票（質問がある場合）	有（様式1）	電子メール等
2	参加申請書	有（様式2）	
3	企画提案書	無（任意様式） ※サービスパンフレット可	
4	企画提案企業概要	無（任意様式） ※企業パンフレット可	
5	見積書	無（任意様式）	

イ 本プロポーザルへの参加者で、競争入札参加有資格者でない場合は、上記アに加えて、次の書類も各1部提出すること。

番号	書類名	様式の指定	提出方法
1	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 又は登記簿謄本 ※ 法人の場合のみ。	—	郵送
2	印鑑証明書	—	
3	法人税又は所得税及び消費税の未納がないことを証する納税証明書	—	
4	京都市の市民税及び固定資産税の未納がないことを証する納税証明書 ※ 法人にあつては、京都市内に事業所等が存在する場合又は法人名義の固定資産を所有する場合のみ。個人にあつては、京都市内に住民票がある場合又は京都市内に固定資産を所有する場合のみ。	—	
5	調査同意書（水道料金・下水道使用料） ※ 京都市内に事業所等があり、当該事業所等の水道の使用者名義が応募者名義の場合のみ。	有	
6	誓約書 ※ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことの誓約書。	有	

※ 1～4については、原本（コピー不可）とし、申込日から3箇月以内に発行されたものとする。

(2) 提出方法

ア 電子メール等での提出

電子メールで提出する場合、募集要項9「問い合わせ及び提出先」のメールアドレス宛てに送付すること。

イ オンラインストレージサービスの利用による提出

オンラインストレージサービスを利用し提出する場合、受信（ダウンロード）に必要な情報を、電子メール本文に記載すること。

なお、オンラインストレージサービスは、次のいずれかを利用すること。

- ・ データ便
- ・ D r o p b o x
- ・ f i r e s t o r a g e
- ・ G i g a F i l e 便

(3) 提出期限

令和8年5月18日（月）午後5時必着

(4) 提出書類の注意事項について

提出書類の作成については、募集要項別紙1を確認すること。

5 提案内容の評価

(1) 提案内容の評価

提出書類等により、募集要項別紙2の評価基準に基づき評価する。なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

(2) 評価者

評価者は、以下の当局職員5名とする。

下水道部管理課長

下水道部管理課担当課長（2名）

下水道部施設課担当課長

下水道部施設課技術係長

(3) 受託候補者の内示及び評価結果の通知

評価の結果、受託候補者を選定したときは、令和8年6月1日（月）に受託候補者に内示するとともに、全ての参加者に対し評価結果を通知する。

なお、評価結果についての異議は、一切認めない。

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかとなる等、失格となった場合、内示は無効となる。この場合において本業務のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を当局に請求することはできない。あくまでも、契約完了するまでは、「受託候補者」（仮決定）である。

(4) 評価結果の公表

評価結果については、受託候補者、参加者及び評価点を、当局ホームページにおいて公表する。

6 提案における留意事項

(1) 提案数は、参加者1者につき1案とする。

(2) 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出書類等は、提出後の差換え及び再提出は認めない。

(4) 提案書類等は、他の提案者に対して、非公開とする。

(5) 提出書類等は、返却しない。

(6) 本業務の詳細は、契約を締結後も、受託候補者と当局との協議により、一部の内容を変更する場合がある。

(7) 受託候補者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密情報を本業務の目的以外のために使用し、又は、第三者に漏えいしてはならない。

7 契約

受託候補者選定後、当局と受託候補者により協議が成立した場合には、受託候補者を本業務の受託予定者として契約手続きを行う。

8 プロポーザルのスケジュール

日程	項目
令和8年4月13日(月)	プロポーザル募集開始
令和8年4月20日(月) 正午	質問受付期限
令和8年4月27日(月)	質問への回答
令和8年5月18日(月) 午後5時必着	提出書類等の提出期限
令和8年6月1日(月)	受託候補者の内示及び評価結果の通知
令和8年6月1日以降、速やかに	契約締結

9 問い合わせ及び提出先

京都市上下水道局下水道部管理課(担当:北野)

住所:〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

電話:075-672-7838 FAX:075-682-2707

E-mail:g.kanrika@suido.city.kyoto.lg.jp

提出書類の作成方法について

1 企画提案書の内容（募集要項 4-(1)-ア-3 「任意様式」）

仕様書を踏まえ、簡潔にまとめること（出力サイズはA4とし、縦横問わない。）事業者が提供するサービスのパンフレットを用いて企画提案書としてもよいが、いずれの形式であっても以下の内容を必ず記載すること（全て評価対象となるため）。

(1) コンテンツの構成・提供方法

コンテンツのカテゴリ、内容、コンテンツ数、提供方法について記載すること。

(2) 機器・ハードウェアの仕様

VRヘッドセットや「VR駆動型シミュレータ」等、サービスを構成する機器の特長、運用方法、スペック（電源仕様等）、寸法を記載すること。

(3) 機器の配送・設置・撤去方法

利用する配送手法（配送サービス等）や、設置・撤去の方法を明確にすること。

(4) 契約条件及び運用サポート

1カ月の賃貸借期間に基づく利用プランを提示すること。また、機器をはじめとしたサービス全体の保守体制を示し、連絡窓口を明示すること。

(5) その他

上記の他、高度なVR技術、サービスの拡張性、継続的アップデート、柔軟な契約体系など、独自の工夫や付加価値について、可能な限り記載すること。

2 見積書（募集要項 4-(1)-ア-5 「任意様式」）

(1) 宛名

見積書の宛名は、「京都市公営企業管理者上下水道局長」とすること。

(2) 代表者名等

本プロポーザルへの参加者の代表者（受任者を設定している場合は受任者）の職名及び氏名、担当者名等を記載すること。

(3) 見積金額

仕様書に定める要件を満足するサービス提供を行うための総額と内訳（基本料金、オプション料金、税等）を明示した見積書を提出すること。なお、見積金額は、以下の条件を基に算出すること。

ア 仕様書「3. コンテンツ提供要件」を満たしていること

本業務では、特定の1コンテンツの単独利用ではなく、複数のコンテンツを利用することを想定しているため、事業者が提供できる複数のコンテンツを包括的に利用できるプランに基づいた金額を提示すること。

- イ 仕様書「4. 機器・ハードウェア仕様要件」を満たしていること
- ウ 仕様書「5. 機器の配送・設置・撤去要件」を満たしていること
- エ 仕様書「6. 契約条件及び運用サポート要件」を満たしていること

(4) 消費税について

消費税については、外税として記載すること。

(5) 見積有効期限

契約締結までは、有効な見積とすること。

評価基準

1 評価点数・評価方法

(1) 企画提案書の評価方法

企画提案書の内容を基に、5名の評価者が以下のとおり5段階評価で採点する。点数の算出は、評価者1名当たり50点満点で採点し、全ての評価者の点数を平均し、小数点以下第2位を四捨五入して行う。企画提案書に対する評価点数は50点満点とする。

(2) 見積金額の評価方法

見積金額の評価は、評価対象の税抜金額と、本プロポーザルにおける最低金額（税抜）を用いる。見積金額に対する評価点数は10点満点とする。

評価対象		配点
企画提案書の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの構成・提供方法 ・機器・ハードウェアの仕様 ・機器の配送・設置・撤去方法 ・契約条件及び運用サポート ・その他 	50点
見積金額の評価	10点×（最低金額／評価対象金額） ※小数点以下第2位を四捨五入	10点
合計		60点

【参考】5段階評価

A	当局の条件を踏まえた具体的かつ独自の工夫が見られ、極めて高い効果が見込まれる（極めて優れた内容である）	配点の100%
B	当局の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ、高い効果が見込まれる（優れた内容である）	配点の80%
C	当局の条件を踏まえた具体的な工夫が見られ、一般的な効果が見込まれる（一般的な内容である）	配点の60%
D	当局の条件を踏まえた具体的な工夫が見られるが、効果が低いと見込まれる（優れた内容ではない）	配点の40%
E	当局の条件に対して、具体的な工夫が見られず、効果が見込めない	配点の20%

2 企画提案書の評価

評価項目	評価内容	配点	採点
コンテンツの構成・提供方法	コンテンツの教育効果、コンテンツの豊富さ、コンテンツ利用の利便性等	10点	5段階評価
機器・ハードウェアの仕様	機器の先進性（没入感）、運用面の簡便さ（受講者の操作性や講師側による機器の取扱い）等	10点	
機器の配送・設置・撤去方法	物流管理が包括的にされているか、運用面の簡便さ（設置や移動、撤去のし易さ）等	10点	
契約条件及び運用サポート	利用プランの柔軟性、運用サポートの安心度	10点	
その他	独自の工夫や付加価値	10点	

4 受託候補者の選定

- (1) 企画提案書及び見積金額について上記のとおり評価・採点し、その合計点（60点満点）が最も高い参加者を受託候補者として選定する。ただし、企画提案書の評価点数が基準点（30点）未満である場合は、受託候補者としない。
- (2) 審査の結果、最高の評価得点を得た参加者が2者以上ある場合は、企画提案書に対する評価点が最も高い参加者を受託候補者とする。以上によっても受託候補者を決定できない場合は、抽選により受託候補者を選定する。
- (3) プロポーザル応募書類を提出した参加者が1者のみの場合は、企画提案書の評価点数が基準点を超える場合は、当該参加者を受託候補者として選定する。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ・ 参加資格要件を満たさないことが明らかとなった場合
 - ・ 企画提案書の内容が仕様書の内容と合致しないと判断した場合
 - ・ 提出書類等に虚偽の内容があった場合
 - ・ 本業務に係る見積書に記載された金額が募集要項1(4)「賃貸借費の上限額」に記載した金額を超えている場合